

3. 自動車NOx・PM法に関する優遇税制・融資

自動車NOx・PM法による車の買い換えや低公害車の取得等に関して、次のとおり、税の軽減措置、低利融資、補助の制度が用意されています。

1. 税制措置

(1) 自動車NOx・PM法に基づく排出基準適合車に係る自動車取得税の軽減措置

○自動車NOx・PM法対策地域内において、排出基準に適合しない自動車(トラック・バス等)を廃車して、新たに排出基準に適合した自動車(トラック・バス等)を取得する際に、自動車取得税を軽減

①12、13、15、16年規制適合車および17年規制適合車(ガソリン・LPG車)

- ・17年4月1日～19年3月31日:1.5%軽減
- ・19年4月1日～21年3月31日:1.2%軽減

②17年規制適合車(ディーゼル車)

- ・16年4月1日～17年9月30日:2.1%軽減
- ・17年10月1日～19年3月31日:1.5%軽減
- ・19年4月1日～21年3月31日:1.2%軽減

(注)12、13、15、16年規制適合車については、17年10月1日以降は対象外

(2) 最新排出ガス規制(17年規制)適合車に係る自動車取得税の軽減措置

①16年4月1日～17年9月30日(規制開始前に取得した場合)

- ・ディーゼル乗用車:1.0%軽減
- ・ディーゼルバス・トラック等:2.0%軽減

②17年10月1日～18年3月31日(規制開始後に取得した場合)

- ・ディーゼルバス・トラック等:1.0%軽減

(3) 低公害車に係る自動車取得税の軽減措置

○低燃費かつ低排出ガス認定車に係る自動車取得税の軽減措置

低燃費かつ低排出ガス認定車の取得に際して、30万円あるいは20万円を取得価額から控除する課税標準の特例措置

○電気自動車等に係る税率の軽減措置

- ①電気(燃料電池含む)、天然ガス、メタノール、ハイブリッド自動車(トラック・バス):2.7%軽減
- ②ハイブリッド自動車(乗用車):2.2%軽減

(4) 自動車税のグリーン化

以下の自動車を購入した場合、購入年度の翌年度1年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車及びディーゼル車については自動車税を重課。

【軽減対象】

- ・電気(燃料電池含む)、天然ガス、メタノール自動車:概ね50%軽減
- ・新☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車:概ね50%軽減
- ・新☆☆☆☆かつ燃費基準達成車:概ね25%軽減
- ・新☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車:概ね25%軽減

【重課対象】

- ・ガソリン車13年超、ディーゼル車11年超(低公害車及び一般乗合バスを除く):概ね10%重課

(注)

- ・新☆☆☆☆:17年基準値より、有害物質を75%以上低減させた自動車
- ・新☆☆☆☆:17年基準値より、有害物質を50%以上低減させた自動車
- ・燃費基準:省エネ法に基づく燃費基準を満たす自動車
- ・燃費基準+5%:上記燃費基準について、5%以上の燃費性能を有する自動車

※詳細は、お近くの都道府県税事務所にお問い合わせください。